

<参考様式1>

津山市立高野小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども(生徒)像

- ・自分を大切にし、友だちを思いやる心を育てるとともに、支え合う集団づくりを目指す。
- ・どの子どもにも学校の中に心の居場所があり、明日も学校に来なくなるような楽しい学校づくりを目指す。
- ・命の大切さに気づき、大切な命を守つていこうとする気持ちを育み、集団生活の中で行動できる実践力を育てる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校全体の対策となるように、「生徒指導部会」「いじめ防止対策委員会」「危機管理委員会」を設置する。「生徒指導部会」は生徒指導担当者、「いじめ防止対策委員会」は生徒指導主事・管理職・養護教諭・関係担任、「危機管理委員会」は生徒指導主事・管理職・教務が参加し、多方面からの情報収集と細やかな対応を行う。
 - ・積極的な生徒指導を推進する中で、いじめを「起こさせない」「見逃さない」「許さない」集団づくりを目指す。そのためには、授業や生活を通して**生徒指導の3機能(自己存在感・自己決定感・共感的人間関係)**が働くように促したり、啓発したりする。
 - ・いじめにつながる課題の早期発見のために、毎学期生活アンケートを実施しながら、子どもの実態を把握する。必要に応じて聞き取りや教育相談を行い、迅速に対応する。
 - ・家庭との密接な連携ができるように、日頃から連絡帳や電話でやり取りしたり、家庭訪問を行ったりして、子どもの変化にいち早く気づき、連携して対応ができる関係づくりを行う。
- ＜重点となる取組＞**
- ・生徒指導部会・いじめ防止対策委員会・危機管理委員会を定期的に開き、**子どもの情報交換**を行い、問題が見つかれば、生徒指導主事を中心に具体的な対策を打ち出し、早期解決を目指す。
 - ・生活アンケートを活用し、子どもの状態を的確に把握する。その上で、クラスの問題を自分たちで見直したり解決したりする場面を設定し、解決していく。
 - ・学校と家庭との連携が早く取れるように、子どもの様子についての家庭連絡の回数を意識的に増やし、**相談しやすい関係づくり**を1学期から行う。

子どもの実態

本校は、近年、社会的な課題や差別的な課題、家庭的な課題などから、不安を感じやすい児童が増えている。学校生活アンケートでも自己肯定感のある児童は7割程度と、高いとは言えない。そのような心理状態の児童は、あいさつ・靴下・服装・チャームスタート等の学校全体での取組に意欲を持ちにくく、いじめのある学校生活を送ることができない。学級活動や児童会活動、委員会活動等の主体的な活動に意欲的な児童は多く、豊かな学校生活にしていく姿勢もある。しかし、欲求を十分に満たせられない児童や、人権意識やモラルが未熟な児童もあり、いじめにつながることがある。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携			
<p><連携の内容> (保護者) ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題に対する取組について理解を得る。 ・1学期の人権参観日の取組の中で、いじめに関する問題を話し合いのテーマに設定し、保護者同士の意見交換を通して、この問題への認識を深める。 ・各家庭との連携を密にして、子どもの変化にいち早く気づいて連絡し合い、学校と家庭が連携して対応できるようにする。 (地域) ・年3回開かれる学校運営協議会の毎回の議題の一つにいじめ問題を取り上げ、学校での状況を伝えるとともに、地域での見守りや情報提供をお願いをする。 ・学校だよりやPTA新聞で、いじめに対する取組を紹介し、必要な場合は地域と連携して家庭への対応を行なう。</p>	<p style="text-align: center;">学 校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①生徒指導部会②いじめ防止対策委員会③危機管理委員会 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <部会・委員会の役割> ①児童の様子の情報交換、いじめ未然防止・早期発見のポイント提示・発生したときの早期解決への具体策の提示など <開催時期> *生徒指導部会は月1回。 <部会・委員会の内容の教職員への伝達> *職員会議や終礼の中で全職員に伝え、共通理解する。 <構成メンバー> *校外 PTA会長 学校運営協議会委員(必要に応じて) *校内 校長 教頭 主幹 生徒指導主事 児童支援 生徒指導担当教諭 養護教諭 主任教諭(必要に応じて) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 全 教 職 員 </td> </tr> </table>	①生徒指導部会②いじめ防止対策委員会③危機管理委員会	<部会・委員会の役割> ①児童の様子の情報交換、いじめ未然防止・早期発見のポイント提示・発生したときの早期解決への具体策の提示など <開催時期> *生徒指導部会は月1回。 <部会・委員会の内容の教職員への伝達> *職員会議や終礼の中で全職員に伝え、共通理解する。 <構成メンバー> *校外 PTA会長 学校運営協議会委員(必要に応じて) *校内 校長 教頭 主幹 生徒指導主事 児童支援 生徒指導担当教諭 養護教諭 主任教諭(必要に応じて)	全 教 職 員	<p><連携機関名> 津山市教育委員会 児童相談所</p> <p><連携の内容> ・スクールカウンセラーの派遣や問題が長期化したときのアドバイス</p> <p><学校側の窓口> 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 児童支援</p> <p><連携機関名> 青少年育成センター 津山警察生活安全課</p> <p><連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換</p> <p><学校側の窓口> 教頭 主幹教諭 生徒指導 児童支援</p>
①生徒指導部会②いじめ防止対策委員会③危機管理委員会					
<部会・委員会の役割> ①児童の様子の情報交換、いじめ未然防止・早期発見のポイント提示・発生したときの早期解決への具体策の提示など <開催時期> *生徒指導部会は月1回。 <部会・委員会の内容の教職員への伝達> *職員会議や終礼の中で全職員に伝え、共通理解する。 <構成メンバー> *校外 PTA会長 学校運営協議会委員(必要に応じて) *校内 校長 教頭 主幹 生徒指導主事 児童支援 生徒指導担当教諭 養護教諭 主任教諭(必要に応じて)					
全 教 職 員					

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	①仲間づくりの推進 ・「学び合い」の授業づくりを推進し、子ども同士が授業の中で関わり合い、認め合う活動を通して、お互いのつながりを深める。 ・特別活動の時間で、互いに関わって認め合ったりする活動を積極的に推進し、グループや学級全体で意識的につながりやすい環境作りを行う。 ②自己肯定感を高め、居場所をつくる。 ・授業の中で、一人ひとりが活躍し、認められる場面を設定していく。その中で自己肯定感を高めるとともに、友だちへの共感も高めていきたい。 ③縦割り活動の導入 ・日常の友だち関係に気を配り、孤立したり仲間外れされたりしていないかをチェックできないようにする。また、誰にも教室が居場所となるように、友だちとの楽しい活動を進める。 ④児童会やきょうだい学年での活動を中心に、学年を越えた活動を提起する。特に、高学年が学校のリーダーとして活躍できるような場面をつくり、良いお手本を示せるようにしたい。 ④教職員研修 ・いじめを生まない集団づくりやいじめにつながる行動の発見、いじめを解決する学級での話し合いの仕方などを、校内での研修に取り組む。 情報モラル教育を積極的に行い、通信としてだしたりして、保護者の啓発も行う。
	①実態把握 ・学期に1回ずつ「生活アンケート」を行い、子どもたち一人ひとりの状態を把握するようにする。問題が見つかれば、すぐに教育相談を行うとともに、すぐ後に計画している個人懇談で保護者とも話し合う。 ②相談体制の確立 ・教育相談の児童支援担当を中心、子どもの変化を見逃さず、その子にあった声かけや対応に心がけるようにする。また、日頃から子どもが悩みを話しやすいような関係づくりを行なう。 ③家庭との連携 ・保護者にとって相談しやすい関係となるために、連絡帳や電話、家庭訪問などを日常的に行い、情報交換を行なっておく。
	①問題を発見した場合は、すぐに生徒指導主事や児童支援担当、学年主任・管理職・養護教諭が情報を共有し、いじめ対策委員会を開き、短期的な取組と長期的な取組に分けて、具体策を立てる。(短期的な取組:聞き取り 指導 保護者連絡 見守り等)(長期的な取組:見守り 声かけ 多様性を認め合う集団作り等) ②全職員に伝えて問題の共通理解をするとともに、組織的な対応となるように、それぞれの役割を確認する。 ③提案したことを実行するとともに、対策委員会の中でも検証し、必要であれば具体策の修正を行う。修正した場合は、職員にも伝える。 ④家庭との連携を取るために、担任と児童支援がチームを組み、保護者との話し合いの機会を持ち、いじめにあった子どもの家庭を支援する。 ⑤短期的な解決ができない場合は関係機関と相談し、カウンセラーの派遣を要請したり、取組へのアドバイスを受けたりする。 ⑥いじめを受けた子どもと合わせていじめた子どもへの支援と指導を担任と生徒指導が中心になって行い、いじめを繰り返さない気持ちの喚起と実践できるようにするアドバイスを行う。また、保護者とも連絡を取りながら、いじめを行なった心情的な背景について、一緒に考え対応策を協議する。 ⑦いじめを個人の問題として捉えるのではなく、クラスや学年との問題として考え、発生したいじめの問題や背景について話し合い、いじめを許さない学級・学年づくりを行う ⑧校内での研修の中で、発生したいじめの事例研究を行い、今後同じようなことが起こらないようにするための共通理解を行い、全員で同じ対応が取れるように確認する。